

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会(03-3946-2121)

■ 看護養成所存続へ「サテライト校」を

— 日医・須藤委員長が提言 —

日医「医療関係者検討委員会」の須藤英仁委員長（群馬県医師会長）は、定員割れなどで苦しむ医師会立の看護師等養成所を存続させるため、複数の運営主体を統一して遠隔授業を活用する「サテライト校」構想を打ち出した。校舎があれば、学生が遠方の学校に通う必要がなく、遠隔授業で教育の均質化も図れると説明。実現に向け、日医や国に協力を求めている。

日医が6月12日に開いた「都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会」で、須藤氏が構想を提言した。

構想では、講義をオンラインなどで行い、演習・実習は地元のサテライト校や医療機関で実施する。講師の負担軽減、事務職員の少人数化など、効率化を進められるとしている。

須藤氏は、地元の群馬県の状況に言及。医療過疎地域の看護学校・養成所ほど、地域医療を守るために、看護職員の養成に力を入れていると説明した。「医師会立養成所は、地域の看護職育成のとりで。存続のために、構

想の実現を」と訴えた。

課題として、関係医師会・養成所間での協議、教育の質の担保などを挙げた。

提言を受け、日医の釜薙敏常任理事は「看護職養成は厳しい状況にあるが、地域に必要な看護職を確保していくことは大事な課題。全力で取り組みたい」と述べた。提言の実現に向けて、厚生労働省とも協議を進める意向を示した。

● 国に支援求める声、相次ぐ

この日の連絡協議会では、都道府県医師会や養成所の関係者から、准看護師の養成について国の支援を求める声相次いだ。

ある県の医師会関係者は、地域医療の中で准看護師が果たしている役割は大きいとし、養成所の定員割れなどに懸念を示した。「准看護師に特化した政策の検討」を国に求めた。

他の出席者からも、「准看護師は他の養成課程と大きく異なる特徴がある。重要性を国としても考えてほしい」との意見が出た。

● 「養成の一類型として支援」

連絡協議会に出席した厚労省医政局の習田由美子看護課長は、准看護師について、地域で果たす役割の重要性、定員割れなどの現状を「認識している」とした。「看護職員養成のためのルートの一つと考えている。看護師養成の一類型として引き続き支援していきたい」と述べた。 【メディアファクス】

■ 医療界の賃上げ、実態把握・検証へ

— 24年度改定 —

6月14日の中医協「入院・外来医療等の調査・評価分科会」で、厚生労働省は、2024年度診療報酬改定による賃上げ対応について、

医療機関などの実施状況を把握・検証する方針を示した。

中医協の2月の答申書付帯意見では、「各医療機関での賃上げが適切に実施されているか、実態を適切に把握した上で、検証を行う」とした。

厚労省は分科会で、賃上げ実態の把握方法を提示。40歳未満の勤務医師・歯科医師、看護職、事務職員らの賃上げ状況は、ベースアップ（ベア）評価料の賃金改善計画書などを活用して確認するとした。

ベア評価料の対象になっていない歯科技工所や薬局については、関係団体とも連携して調査する方針だ。

●40歳以上の医師も把握を

津留英智委員（全日本病院協会常任理事）は、改定で賃上げ対象にしなかった40歳以上の医師について、「（賃上げ財源が）病院の持ち出し・負担となっている実態がある。その部分も把握できた方がいい」と述べた。

山本修一委員（地域医療機能推進機構理事長）は、公的・公立医療機関の賃上げ対応について、「多くは、夏ごろに出される人事院勧告を参考にすると説明。そういった動きも踏まえて、賃上げの実態を把握すべきとの姿勢を見せた。

山本委員の発言を受け、厚労省の担当者は「指摘を踏まえて、留意していきたい」と述べた。

【メディファクス】

■ 中核担う企業は「リードを」

— 後発品業界の再編へ 武見厚労相 —
武見敬三厚生労働相は6月14日の閣議後会

見で、後発医薬品業界の再編について、「業界の中核を担う自覚のある企業は、業界団体を通じて、ぜひ業界全体をリードしてもらいたい」と呼びかけた。「今のような少量多品目の構造のままでは、ビジネスモデルは成り立たない。業界再編は待ったなし」と述べた。

先月、厚労省の「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会」は、報告書を作成。企業間の品目統合による生産規模拡大、採算性確保などの必要性を指摘した。

7日には業界大手サワイグループホールディングスが、不採算品も含めた他社製品の製造を受託することで、他社に製造の余力を持たせ、業界全体で供給問題に対応するとの構想を掲げた。

●構造改革、5年程度の集中期間

武見厚労相は、5年程度の集中期間を設定して、後発品業界の構造改革を強力に進めると説明。関係省庁とも連携し、独占禁止法との兼ね合いの整理、金融財政措置などを検討していく姿勢を示した。

「業界の中で、さまざまな動きが出ている。単一の方法で再編する図式ではなく、むしろ、いろいろな仕組みや組み合わせができて、再編されるほうが健全だ」と話した。

【メディファクス】

■ 薬の供給情報システム、検討開始

— 27年度にも稼働 —

厚生労働省は全医療用医薬品の在庫情報を把握する供給情報システムの検討作業に入っ

た。供給不安の発生を速やかに察知して、製薬企業への増産依頼や、医療機関への長期処方抑制などの要請につなげる狙いがある。6月12日に開催した医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議供給情報ワーキンググループ(WG)で構成員に構想を示した。WGは非公開。終了後、厚労省が記者団の取材に応じた。

製薬企業が厚労省に医薬品の供給情報を報告する仕組みは、法律的には感染症法と医療法で対応している。今回提示した案は全医療用医薬品について、製薬企業と卸、医療機関、薬局が持つ在庫情報を厚労省が把握・分析し、必要な情報を各ステークホルダーに共有するもの。作業が順調に進めば、最速で2027年度の稼働を目指す。

厚労省は23年度の補正予算でデロイトトーマツコンサルティングに調査研究を委託し、検討を進めている。そうした中、事業の構想を同日のWGに示した。

新システムで把握する情報の範囲は▽製薬企業が保有する原材料調達量、生産量、在庫量、出荷量▽卸の入荷量、在庫量、出荷量▽医療機関・薬局の入荷量と在庫量、投薬・調剤量一など。業務負荷など踏まえ、今後、必要な項目を取捨選択する。

各ステークホルダーが持つ既存のシステムから、厚労省がデータを抽出するイメージだ。医薬品の品目情報については、薬効分類、成分名、容量、製造販売業者名を提案した。

把握した情報をどう活用するかイメージも示した。厚労省は、製薬企業への増産や優先出荷の依頼、限定出荷解除の指示に使う。製薬企業は、全国的な不足感を踏まえた最適

な増産数量の決定に利用する。卸は、医療機関、薬局への出荷調整に活用し、医療機関・薬局は医薬品選択の柔軟な対応に用いる想定だ。

また厚労省は、医療機関と薬局における医薬品の充足度合いを測る指標として、入荷量を分子、調剤・投薬量を分母にして計ることを提案した。充足率の数値が低いほど、医薬品不足が深刻な状態を表す。

ただ、構成員からは「本来は10人の投薬が必要なのに、5人分しか入荷されず、5人分処方した場合に、本来の深刻さを充足率で表すことができない」との指摘があり、再考を促す場面もあったという。

厚労省医政局医薬産業振興・医療情報企画課は記者団に対し、「構成員からの意見や課題を受け、これから形にしていく」と述べ、引き続きWGで議論していく考えを示した。

【メディファクス】

■ コロナ定点3.99、沖縄19.58

— 6月3～9日 —

厚生労働省は6月14日、2024年第23週(6月3～9日)の新型コロナウイルス感染症の発生状況を公表した。全国の定点当たり報告数は3.99で、5週連続で増加した。総報告数は1万9719人で、前週から2318人増えた。

都道府県別の定点当たり報告数は、沖縄(19.58)が最多。次いで鹿児島(8.73)、北海道(6.67)となった。

基幹定点医療機関(全国約500カ所)の届け出に基づく期間中の入院患者は1400人で、前週から増加した。

【メディファクス】